

# 国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等検討委員会内規

(平成17年4月4日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人小樽商科大学における個人情報の開示等に関する規程（以下「規程」という。）第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(検討事項)

第2条 委員会は、学長からの諮問に基づき、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 保有個人情報の開示請求に関する具体的事案の対応
- (2) 保有個人情報の訂正請求に関する具体的事案の対応
- (3) 保有個人情報の利用停止請求に関する具体的な事案の対応
- (4) 審査請求に関する具体的事案の対応
- (5) その他学長から諮問された事項

(組織)

第3条 規程第10条第2項第1号の教員は学長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課が行う。

附 則

この内規は、平成17年4月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年5月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。